

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 鳥取県農業改良資金貸付規程の一部改正
- 鳥取県農業改良資金貸付基準
- 鳥取県造林事業補助金交付要綱の一部改正
- 土地区画整理事業施行の認可
- 道路位置の指定
- 土地配分計画の作成
- 牛の結核病検査等の実施
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験の合格者
- ◇雑報 一時保護を加えた児童の所持していた金品について

告示

鳥取県告示第六百四十四号

鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）の一部を次のように改正し、昭和三十八年五月二十八日から適用する。

昭和三十八年十二月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第一項の表を次のように改める。

技術導入資金の種類	償還期間
一 野菜又は草花の不時栽培（特別の保護を加えて通常の収穫時期以外の時期と収穫する栽培方法をいう。）を行なうための施設を設置するために必要な資材の購入に要する資金	二年以内
二 卵用鶏のケージ飼育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	二年以内
三 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	三年以内
四 桑園の改植又は桑園を集団化する場合の当該桑園の新植を行なうために必要な桑苗の購入に要する資金	三年以内
五 チューリップの優良品種を導入するための優良種球の購入に要する資金	三年以内
六 蚕（稚蚕を除く。）の屋外桑葉育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	三年以内
七 農林大臣が定める基準に適合する能率的な農業の技術の導入を目的として、農村青少年が共同して当該農業技術を習得するのに必要な資材の購入に要する資金	三年以内

- 八 くりの優良品種を導入するための優良苗の購入に要する資金 三年以内
- 九 わさびの新産地造成のためにわさびの優良苗の購入に要する資金 三年以内
- 十 グラジョオラスの輸出用球根養成に必要な優良種子の購入に要する資金 三年以内
- 十一 特殊還元土じょう改良事業において施用する物の購入に要する資金 三年以内

鳥取県告示第六百四十五号

鳥取県農業改良資金貸付基準 (昭和三十八年一月鳥取)

(県告示第三号)の全部を次のとおり改正し、昭和三十八年五月二十八日から適用する。

昭和三十八年十二月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業改良資金貸付基準

鳥取県農業改良資金貸付規程 (昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号) 第二条第一項の規定に基づき、県が定める額及び貸付基準は、次のとおりとする。

資金の種類	貸付対象資材	貸付の相手方	標準事業費	貸付申請時期	貸付決定時期
一 野菜又は草花の不時栽培(特別の保護を加えて通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培法をいう)を行なうための施設を設置するために必要な資材の購入に要する資金	大形の場合 塩化ビニールフィルム △等合成樹脂フィルム	農業者等	水田又は畑一〇アールにつき 六〇、〇〇〇円	十一月	十二月
二 卵用鶏のケージ飼育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	卵用鶏飼育用ケージ 附属器具	卵用鶏の平飼をする農業者が、集団的にケージ飼育に改める場合その農業者又はその組織する団体	卵用鶏一羽につき ケージ給水器、給飼器 (一個)二〇〇円	八月	九月
三 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	耕土培養法施行規則(昭和二十八年農林省令第二号)第一条に規定する資材	耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)の定めるところにより行なう耕	貸付けのつ度決定する。	八月	九月

四 桑園の改植若しくは桑園を集団化する場合には当該桑園の新植を行なうために必要な桑苗の購入に要する資金	桑苗	土培養事業を施行する農業者等	桑園一〇アールにつき 桑苗(六〇〇本) 九、〇〇〇円	十月	十一月
五 チユウリップの優良品種を導入するための優良種球の購入に要する資金	種球(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	チユウリップのは場一〇アールにつき 国内産種球にあつては(三万球) 輸入に係る種球にあつては(二万五千球) 六二五、〇〇〇円	七月	九月
六 蚕(稚蚕を除く。)の屋外条育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	屋外条育施設設置資材	農業者等	屋外条育施設一セットにつき パイプ蚕舎一考 五〇〇円 チャンネル三考 五〇〇円 テントハウス四一考 五〇〇円	六月	七月
七 農林大臣が定める基準に適合する能率的な農業の技術の導入を目的として農村青少年が共同して当該農業技術を習得するのに必要な資材の購入に要する資金	県の指導により農村青少年が共同して定める課題を習得するのに必要な資材	農村青少年の組織する団体	貸付けのつ度決定する。	九月	十月
八 くりの優良品種を導入するための優良苗の購入に要する資金	くり苗(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	畑一〇アールにつき くり苗(四二本) 二〇〇円	九月	十月
九 わさびの新産地造成のためにわさびの優良苗の購入に要する資金	わさび苗(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	畑一〇アールにつき わさび苗(一〇〇〇本) 二〇〇円	九月	十月

十 グラジオラスの輸出用球根養成に必要な優良種球の購入に要する資金
 十一 特殊還元土じよう改良事業において施用する物の購入に要する資金

種球(鳥取県の奨励する優良品種)
 土じよう改良資材

農業者等
 特殊還元土じよう改良事業を施行する農業者等

グラジオラスは場一〇アールにつき
 種球(三六リットル) 七二,〇〇〇円
 貸付けのつ度決定する。

九月	十月
八月	九月

鳥取県告示第六百四十六号

鳥取県造林事業補助金交付要綱(昭和三十五年七月鳥取県告示第三百三十四号)の一部を次のように改正し、昭和三十八年度分の補助金から適用する。

昭和三十八年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第一号中「植栽」の下に「(施肥を含む。)」を加える。

鳥取県告示第六百四十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条の規定に基づき、鳥取市城北団地土地区画整理事業施

行について十二月五日認可をしたので、同法第九条第二項の規定により次のように告示する。

昭和三十八年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取市城北団地土地区画整理事業

二 施行地区に含まれる地域の名称

鳥取市田島

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 施行認可の年月日

昭和三十八年十二月五日

五 施行者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人鳥取県住宅公社

鳥取市江崎町一番地

六 事業年度

昭和三十八年度

七 公告の方法

鳥取市江崎町一番地 財団法人鳥取県住宅公社分室

(旧鳥取土木出張所跡)前に掲示する。

鳥取県告示第六百四十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年十二月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取県告示第六百四十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年十二月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取市西品 鳥取市湯所町一丁目
 地 治六七八番 水口 一郎

四三七番の一部

幅員 四メートル
 延長 四二・三メートル

鳥取市田島字万田

鳥取市西品 地 治六六二番

中原新太郎

五番ノ一
 五番ノ二
 五番ノ八
 五番ノ一五
 五番ノ九
 六番ノ一

幅員 四メートル
 延長 一・二四・三五メートル

鳥取県告示第六百五十号
 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 昭和三十八年十二月十三日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地	入植	増反	団体	摘	要
土地	大山	日野 溝口 岩立	一、六、〇〇〇	七三七、〇〇〇	一	一	一口
	(岩立)		反	反			七口
計			一六、〇〇〇	七三七、〇〇〇			一口
					既入植者追加配分		一口
					増反者		七口
							七口
							七口

鳥取県告示第六百五十一号
 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝てつ

検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び投

薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 結核病、ブルセラ病検査
 牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
 ひな白痢検査
 種鶏及びこれと同一構内で飼育されている鶏
 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

- 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
- 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

実施月日	実施区域	実施場所
十二月 十六日	八頭郡船岡町	各種鶏場
十七日	智頭町	
十八日	若桜町	
十九日	船岡町	
二十日	河原町	
二十一日	智頭町	
二十二日	船岡町	
二十三日	船岡町	
二十四日	用瀬町	
二十五日	河原町	

二十六日 〃 〃 智頭町 〃
 二十七日 〃 〃 船岡町 〃

結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査
 及び肝てつ駆除のための投薬

一 実施 二次 実施 区域 実施 場所
 十二月 二十日 十二月 西伯郡西伯町天津 天津検診所
 二十一日 二十四日 米子市春日 春日〃

結核病検査及びブルセラ病検査

実施 二次 実施 区域 実施 場所
 十二月 十六日 十二月 大栄町 亀谷、東高尾、比山検診場
 十七日 十九日 東伯町 中津原、光好、丸尾
 十八日 二十日 赤崎町 八幡、竹内
 十九日 二十二日 東伯町 浦安家畜市場

二十日 二十三日 倉吉市 三朝町 横手、中河原検診場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年十二月十三日

鳥取県教育委員長 荻原治郎

一日時 昭和三十八年十二月十九日 午後一時

二 場所 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 高等学校管理規則の一部改正について
- 2 文化財の指定に関し文化財専門委員に諮問することについて
- 3 その他

公 告

昭和38年11月29日に実施した毒物劇物取扱者試

験に合格した者は、次のとおりである。

昭和38年12月13日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一般受験者

合格者なし

農業上必要な毒物又は劇物のみを受験した者

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
11	山本庄次郎	21	小原 光正
12	河西 正治	22	田中 耕平
14	上田 福治	26	山根 貞夫
16	田中泰市郎	27	白川 幸子
17	西村 清安	29	小村 駿
18	柴田 喜好	30	森田 幾藏
19	江原 和夫	31	福田 長歳
20	村本 彰次		

厚生大臣が指定した毒物又は劇物の一部を限定して受験した者

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
41	本田 博	44	鷺見 忠男
43	米沢 安民	46	池田 宗市

雑 報

次の金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童が所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和38年12月13日から1年以内で申し出てください。

昭和38年12月13日

鳥取県米子児童相談所長

金品の名称	種類	数量	形状	児童が金品を所持するに至った理由
男腕時計	セイコー クォーツ ウォッチ	1	付石 2付石 1付石	児童は常習的盗難を有し米子市勝田町所在の米子東高等学校その他において主として腕時計を窃取したもので、ここに記載のものとは所有者不明である。
女腕時計	セイコー ウォッチ	1	付石 1付石 1付石	
金品	セイコー ウォッチ	1	付石 1付石 1付石	